

令和7年度 海洋博公園熱帯ドリームセンター洋蘭博仮設電源等設置・撤去業務 特記仕様書

1. 適 用

本特記仕様書は、（一財）沖縄美ら島財団の令和7年度 海洋博公園熱帯ドリームセンター洋蘭博仮設電源等設置・撤去業務（以下「本業務」という。）を遂行するのに必要な事項を定める。

なお、本特記仕様書中、発注者を「甲」、請負者を「乙」という。

2. 目 的

本業務は、海洋博公園熱帯ドリームセンターで実施する沖縄国際洋蘭博覧会開催に伴う仮設電源や照明等の設置・撤去を行う業務である。

期間中はランに関する各種教室や体験イベント等を通してランに関する普及啓発を図るとともに、一般に親しみやすいイベントも実施することにより、新たな客層の発掘や利用促進に繋がり、熱帯ドリームセンターのみならず、公園全体の誘客促進へ繋げることができる。

3. 業務期間及び場所

期間：契約締結日の翌日～令和8年2月28日までとする。

場所：国営沖縄記念公園 海洋博覧会地区

4. 業務内容

- 1) 来場者の安全確保のため、数量総括表と別添の工程表および図面をもとに仮設電源および照明の設置を行う。また、本特記仕様書中の甲が貸与するもの以外は乙にて用意する。（自社物品もしくはレンタル等）
- 2) 仮設置後は使用前に監督員立会いのもと点灯試験を行う。
- 3) イベント終了後は速やかに設置した仮設物を撤去し、原状復旧する。又、甲貸与品の所定場所への返却と整理を行う。

5. 必要免許等

本業務に必要な技術者の免許・資格は以下の通りとし、関連する作業を行う際に従事させること。

- ・第二種電気工事士

6. 業務内容の変更

甲は事由がある場合には、業務の内容を変更し、又は業務を一時中止することができる。この場合において業務に係る料金又は履行期限を変更する必要がある場合は、甲乙両者協議の上、書面によりこれを定めるものとする。

7. 成果品

本業務の成果品は、下記に示すとおりとする。

- 1) CD-R 一式

- ・写真データ：全ての仮設電源、照明等の設置状況の写真

・資料データ：全ての仮設電源、照明等の規格、図面(CAD)等のデータ

2) その他（甲が指示した資料） 一式

8. 安全管理

乙は安全管理に留意し、工作物等の設置作業中から撤去に至るまで、その保安に努めること。なお、万一事故が発生した場合は速やかに甲へ報告するとともに、関係機関へ報告を行って応急処置をするものとする。

9. 来園者への対応

業務責任者及び作業者は作業現場が公園として利用されていることを十分に認識し、来園者へ配慮すること。また来園者からの質問苦情に対しては適切に対応し必要のある場合はその内容を施設管理担当者に報告すること。

10. 業務用車両

- 1) 園内での制限速度は 20km/h を厳守し、来園者の安全に十分に注意すること。
- 2) 業務車両は全て車両入園（臨時入園）許可書交付申請書（様式第 6-⑥号）により許可を受けること。
- 3) 車両入園（臨時入園）許可証交付申請書裏面に記載されている「公園内車両運行厳守事項と注意事項」（別紙 1）を厳守すること。
- 4) 業務中は、車両入園（臨時入園）許可証を明示すること。
- 5) 業務車両は業者名を表示すること。
- 6) 園内における業務車両の通行については、「園路車輛通行規制について（別紙 2）」を厳守すること。
- 7) 下請け業者又は資材納入業者を選定するに当たって、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものは避けること。
- 8) 積荷は過積載のないよう十分注意して、交通規則及び園内車両規制を厳守し、積み込み・運搬作業を行うこと。
- 9) 客土等の運搬時に積載物落下等により園路、その他を汚損した場合は直ちに清掃復旧すること。
- 10) 停車及び駐車時は、車止めを使用し車両をしっかり固定すること。
- 11) 各車両につき有資格者が運転すること。
- 12) 毎日の始業前点検及び定期的（1 ヶ月・1 年以内の自主点検及び車検等）点検を行うこと。

11. 支払い条件

設置業務の完了後、設置業務にかかる費用を支払い、撤去業務を含む本件業務すべての完了後、残金を支払う。

12. その他

本特記仕様書に定めのない事項及び定めている事項について疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議するものとし、軽微な事項については甲の指示に従い誠意をもって本業務の遂行にあたるものとする。